

手話普及啓発委託業務公募型プロポーザル審査要領

手話普及啓発委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「手話普及啓発委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点(審査員1人あたり100点)とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 実施体制・スケジュール (20点)
- (2) 仕様書に定める業務の提案内容 (各15点、計60点)
 - ① 業務の趣旨を理解するとともに、的確な内容の企画提案がなされているか
 - ② 企画・構成・デザイン等に工夫があり、内容が県民の関心をひきつけるものになっているか
 - ③ 手話の普及啓発につながる効果的な内容であるか
 - ④ 仕様書に示された事項に加えて本業務の目的を達成するうえでの独自の提案がなされているか
- (3) 業務実績 (15点)
- (4) 経費見積書 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所
令和7年7月下旬(予定) 時間 未定 場所 未定
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社30分とする。ただし、審査委員に聴覚障害の方がいるため、手話通訳を行うことから、時間配分は余裕を持った説明となるよう心掛けること。
 - ② 順番は別途お知らせする。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

審査基準

審査項目	審査の視点	配点
実施体制・スケジュール	・必要な作業やスケジュールを把握できているか。 ・事業を円滑かつ確実に実施できる体制及びスケジュールとなっているか。	20
仕様書に定める業務の提案内容 (動画制作、チラシ作成等)	①業務の趣旨を理解するとともに、的確な内容の企画提案がなされているか。	15
	②企画・構成・デザイン等に工夫があり、内容が県民の関心を引きつけるものになっているか。	15
	③手話の普及啓発につながる効果的な内容であるか。	15
	④仕様書に示された事項に加えて本業務の目的を達成するうえでの独自の提案がなされているか。	15
業務実績	類似する業務の経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。	15
見積金額	見積金額は、企画提案書の内容に照らして適正か。	5
合 計		100